

国際関係法学研究連絡委員会報告

— 国際関係法の開講状況 —

平成6年1月26日

日本学術会議

国際関係法学研究連絡委員会

この報告は、第15期日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会の審議結果を取り  
まとめて発表するものである。

国際関係法学研究連絡委員会

委員長 香西 茂（第2部会員、大阪学院大学国際学部教授）

幹事 早田 芳郎（第2部会員、東洋大学法学部教授）

安藤 仁介（京都大学法学部教授）

委員 川島 慶雄（大阪大学法学部教授）

栗林 忠男（慶応義塾大学法学部教授）

田村 精一（関西学院大学法学部教授）

西 賢（姫路獨協大学法学部教授）

東 寿太郎（津田塾大学学長補佐）

— 国際関係法の開講状況の調査結果 —

I. はじめに

いわゆる国際化の進展に伴って、わが国においても既存の法学部、政経学部等と並び、国際学部や国際関係学部を設置する大学が増えてきた。また法学部においても、既設の授業科目に加えて、国際組織法、国際機構論、国際協力法、国際経済法、E C法などの授業科目を開設する大学が増えつつある。

日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会では、こうした状況について検討を加える必要がとくに指摘されていたが、そのためには、広く国際関係に関する法をめぐり、どのような授業科目が開講されているかを明らかにしなければならない。そこで本委員会は次のような要領で、国際関係法の開講状況につき全国的な調査を実施した（ただし、「国際関係法」という用語の意味は、必ずしも明確ではないので調査の際には、「ここで『国際関係法』とは、国際法、国際組織（機構）法、国際私法、国際経済法（E C法を含む）、国際租税法、国際刑法などを指す用語として使っている」と例を示した）。

- ① 全国の大学のうち、法学科、法律学科を有するものについて、国際関係をめぐる法に関し、どのような授業科目が開講されているかを問い合わせる。法学科、法律学科を有しない大学についても、国際関係をめぐる法に関する授業科目が開講されていることが明らかな場合は、問い合わせの対象に含める。
- ② 具体的な問い合わせは、本委員会が作成したアンケートを各大学へ送付し、これに回答してもらう方法をとる。
- ③ 回答の回収を確実にするため、問い合わせの対象となった各大学に、「(財)国際法学会」の会員が勤務している場合には、当該会員あてにアンケートを送付する。会員が勤務していない大学については、関係学部長あてに送付する。

今回の調査の対象になった大学は、国立大学23校、公立大学3校、私立大学78校の計104校である。このすべての大学から回答を得ることができた（回収率100%）。アンケートの項目には、授業科目（講義のほか、演習も含む）のほか、必修・選択の別、単位数、配当学年、受講学生数の全学生数に対する比率、将来構想などもあった。今回の調査の主たる目的は、国際関係法として開講されている授業科目を明らかにすることにあつたので、以下では、その点を中心に調査結果を整理・分析することとするが、他のアンケート項目についても将来は検討・分析されるべきであろう。なお参考のため、開講されている授業科目を大学別に表示した「一覧表」を添付しておく。

## II. 調査結果の整理・分析

調査結果によれば、開講されている授業科目の種類は28を数える。もっとも、現実の授業科目の題目の中には、この28種類のいずれかと厳密に一致しないものもあるが、一覧表の作成に当たっては、それらの題目は内容的にもっとも近いと考えられる種類に含めた。例えば、「国際知的財産法」は「国際知的所有権法」に、「国際経済金融法」は「国際経済法」に、「平和安全保障論」は「安全保障論」に、「国際民事手続法」は「国際民事訴訟法」にそれぞれ含まれている。

28種類の授業科目は、大別して(1)国際法、(2)国際組織(機構)法、(3)国際私法、(4)国際経済法、(5)その他、に五分することができよう。以下、それぞれについて分析したうえで、全体を総括してみる。

### (1) 国際法

国際法は、国際関係を規律する最も基本的な法であり、「全学的なカリキュラム変更検討中」(高岡法科大学)、または「開講未定」(北陸大学)のため回答不能の2校を除けば、調査の対象となった全大学が、これを開講している(沖縄大学だけが未開講であるが、これは特殊な短期的事情によるものであろう)。このうち、「国際法」2～4単位を開講している大学数は62あるが、より多くの大学では「国際法Ⅰ」2～4単位、「国際法Ⅱ」2～4単位と二分して開講している(それぞれ72校、73校)。「国際法」の開講校との合計が、104(厳密には、上記の3大学を差し引いた101)を上回るのは、「国際法」を大学院向けのほか、他学部向けや二部(夜間)向けに開講している大学があるためである。

国際法をⅠとⅡに二分して開講するのは、伝統的な「平時法」「戦時法」の二分法の影響がないわけではない。しかし、より大きな理由は、国際関係の緊密化に伴い、国際法の規律対象が拡大し、その内容が膨張してきたためである。膨張した一部は、後に見る「国際組織(機構)法」や「国際経済法」へと発展してゆく。しかし、伝統的な国家間関係に属する分野でも、国際法の内容が拡張し、「国際法Ⅰ」「国際法Ⅱ」の枠組みでは十分に説明しきれないものがある。例えば、「国際環境法」「国際人権法」「軍縮国際法」などがそれに該当する。

「国際環境法」は、既に4大学で開講されているが、国際法の最も新しい分野の一つである。従来の国際法では、環境保護の問題は、個別国家の「領域使用の管理」または複数国家の国際協力の問題とされてきた。けれども海洋汚染、地球温暖化、オゾン層破壊、生態系保護のように、世界的な取り組みを必要とする問題の出現は、既存の国際法の限界を明らかにし、それを克服するシステムを要求する。それこそが、国際環境法の課題である。「国際人権法」は、12大学で開講されており、これまで国

内法で扱われてきた人権保障を、国際レベルで取り上げるものであって、これもまた国家間関係の調整をこととする伝統的国際法の枠組では処理しえない問題を抱えている。「軍縮」は、政治性の強い問題である。但し、核兵器の管理は法的規制をも必要とし、2大学で「軍縮国際法」が開講されている。

そのほか、基本的には「国際法Ⅰ」「国際法Ⅱ」の分野の問題でありながら、内容が拡張したため、補充的に開講された授業科目として、「国際海洋法」（6大学で開講。以下同じ）、「国際航空・宇宙法」（7大学）、「国際紛争解決法」「平和・紛争法」（それぞれ1大学）、「安全保障論」（7大学）、「国際人道法」（2大学）を挙げることができる。

## (2) 国際組織（機構）法

かつて国際組織の問題は、“国際法の主体”の問題として、「国際法」または「国際法Ⅰ」で取り扱われていた。しかし第二次大戦後、国際連合を中心に各種の国際組織が飛躍的に発達し、それらが国家と並んで、国際社会の重要な行為主体（actor）となるにつれ、国際組織そのものを独自のテーマとして取り扱う必要が痛感されるようになった。今日では、国家間の関係の規律は「国際法」または「国際法Ⅰ」「国際法Ⅱ」に委ね、専ら国際組織をテーマとする授業科目を別置する方式が、一般化するに至った。調査結果では、「国際組織法」2～4単位として34大学が、「国際機構論・法」として28大学が、それぞれ開講しているが、両者は内容的には同一と見て、差し支えなからう。

なお、「国際連合論」と限定して開講している1大学、「国際機構論・法」と並んで「国際NGO論」を開講している2大学がある。

## (3) 国際私法

国際法が“国家間の関係”、いわば公的涉外関係を規律の対象とするのに対し、国際私法は“私人間”の涉外関係を規律の対象とする、伝統的に確立した学問領域であって、「国際私法」が87大学の授業科目として開講されている。国際私法の中心的な課題は、上述のように涉外私法関係の抵触法的規律、すなわち準拠法の選定であったが、ここでも国際化の進展に呼応して、涉外私法事件の裁判管轄等の手続的問題を規律する国際手続法や、涉外取引関係の実体法的規律を目的とする国際取引法への関心も増大してきた。それを反映して、8大学で「国際民事訴訟法」が、55大学で「国際取引法」が、それぞれ授業科目として開講されている。ただし後者は、次に見る「国際経済法」との関連も深い。

#### (4) 国際経済法

先に見た「国際取引法」が、私人間とりわけ商人間の国際的な取引を規律の対象とするのに対し、「国際経済法」は国際取引を含むより広い国際的な経済関係を規律する法を指す。その意味で、国際経済法と国際取引法の関係は、国際法と国際私法の関係に似た側面をもつ。つまり、GATTやIMFに代表される国際経済関係の“公的”規制が国際経済法の対象である。調査結果によれば、33大学が授業科目として「国際経済法」を開講している。また、その特殊分野たる「国際知的所有権法」が5大学、「国際情報通信法」が1大学で、それぞれ開講されている。国際経済法に関係するものとして、「国際租税法」も15大学で開講されている。

なお「EC法」が13大学で、「国際協立法」が4大学で、それぞれ開講されているが、そのいずれも、先に見た「国際組織法」に通じる側面をもっている。

#### (5) その他

調査結果によれば、以上のほかに、「国際刑法」が2大学で、「国際労働法」が3大学で、「開発の国際法」が2大学で、それぞれ授業科目として開講されている。このうち、「国際刑法」は犯罪の国際化に伴って、既存の国際刑事協力では十分に対処できない問題にも、取り組もうとするものである。また、「国際労働法」は、従来ILOが取り扱ってきた“労働条件”の国際化に加えて、南北問題の一面たる“移住労働者”の保護をも視野に入れている。さらに、「開発の国際法」は南北問題それ自体の法的規制を取り上げようとするものであり、国際経済法の一部と見ることができよう。

### III. 総括

以上の調査結果から、調査の対象となった諸大学では、いわゆる国際関係法について、包括的かつ積極的に授業科目を開講していると言えよう。即ち、圧倒的多数の大学において、「国際法」「国際法Ⅰ」「国際法Ⅱ」「国際私法」といった基礎的授業科目が開講されているほか、多数の大学では、「国際組織法」「国際機構論・法」「国際経済法」「国際取引法」のような補充的基礎科目も開講されている。さらに、相当数の大学において、「国際人権法」「EC法」「国際租税法」などの新しく、かつ重要な授業科目が開講されている。

もっとも、大学間における開講授業科目の多寡、科目の担当教員数、さらに授業内容や授業科目の相互関連など、検討されるべき問題は残っているが、それらは将来の調査に待つこととしたい。

国際関係法の開講状況調査結果一覧表

大学名 (大学院を含む) (国立)	国際法	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際海洋法	国際航空・宇宙法	国際環境法	国際人権法	国際紛争解決法	平和・紛争法	安全保障論	軍縮国際法	国際人道法	国際組織法	国際機構論・法	国際連合論	国際NGO論	EC法	国際協力法	国際私法	国際民事訴訟法	国際取引法	国際経済法	国際知的所有権法	国際情報通信法	国際租税法	国際刑法	国際労働法	開発の国際法	備考		
1 北海道大	2	4	4											2					4		2	2									
2 東北大	4	4	4									2							4		2	2									
3 山形大		4	4																4												
4 筑波大		2	2									2	2	2			2		2			2	*2						*「国際知的財産法」		
5 千葉大	2	4	4																4		2	4									
6 東京大	2	4	4									4	2						4	2	2	2									
7 一橋大		4	4		*4							**8		4				2	2	2	4			4					*隔年「空法」として開講 **「国民訴訟法」を含む、2年一貫		
8 新潟大		2	2				2						2					2	2	2	2	2									
9 金沢大		4	4										2						4			2									
10 静岡大		4	2										2						2												
11 名古屋大		4	4										2					4	4	2	2	2									
12 京都市大		4	4	2			2							4					4	4	4	2			2		2			ほかにも2・3年ごとの特養7-7の大学院集中講義	
13 大阪大		4	4							2	2		2				2		4	4	4	2			2						
14 神戸大	4	4	4	2														2	4	4	4										
15 島根大	4	4	4																												
16 岡山大		4	4																	4	4										
17 広島大		4	4																4	4											
18 香川大	4						2												4	4	4	4								「国際社会論 4」「国際税・環境法 4」	
19 愛媛大	2	4	2																4												

大学名 (大学院を含む) (国立大)	国際法	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際海洋法	国際航空・宇宙法	国際環境法	国際人権法	国際紛争解決法	平和・紛争法	安全保障論	軍縮国際法	国際人道法	国際組織法	国際機構論・法	国際連合論	国際NGO論	EC法	国際協力法	国際私法	国際民事訴訟法	国際取引法	国際経済法	国際知的所有権法	国際情報通信法	国際租税法	国際刑法	国際労働法	開発の国際法	備考	
20九州大		4	4											4					4		4									
21熊本大		4	4									4							4											
22鹿児島大		4	2																4		2			2						
23琉球大		4	4																4											

大学名 (大学院を含む) (公立大)	国際法	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際海洋法	国際航空・宇宙法	国際環境法	国際人権法	国際紛争解決法	平和・紛争法	安全保障論	軍縮国際法	国際人道法	国際組織法	国際機構論・法	国際連合論	国際NGO論	EC法	国際協力法	国際私法	国際民事訴訟法	国際取引法	国際経済法	国際知的所有権法	国際情報通信法	国際租税法	国際刑法	国際労働法	開発の国際法	備考	
1 東京都立大	4		*4										*4						*4			*4								*特別講義で開講例のあるもの 来年は「国際法4」に替えて「国際法14」「国際法14」を講
2 大阪市立大	4												4						4		4	4								
3 北九州大	4																		4		4	4								



大学名 (大学院を含む) (私立大)	国際法	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際海洋法	国際航空・宇宙法	国際環境法	国際人権法	国際紛争解決法	平和・紛争法	安全保障論	軍縮国際法	国際人道法	国際組織法	国際機構論・法	国際連合論	国際NGO論	EC法	国際協力法	国際私法	国際民事訴訟法	国際取引法	国際経済法	国際知的所有権法	国際情報通信法	国際租税法	国際刑法	国際労働法	開発の国際法	備考	
1 札幌大	4																		4		4									
2 札幌学院大		4	4																4											
3 北海学園大	4																		4											
4 東北学院大		4	4																											
5 秋田経済法科大	4																		4											
6 白鷗大		4	4														4			4	4									
7 関東学園大	4												4								4									
8 駿河台大	4			4													2													
9 東京国際大	4												4																	
10 獨協大	4	4	4																4											
11 文教大	4													4																
12 中央学院大	4																		4											
13 青山学院大	4	4	4							4									4											
14 亜細亜大		4	4											4					4											
15 桜美林大	4									4																				
16 学習院大	4	4	4																4											
17 慶応義塾大	4	4	4		4									2		*4			4		4	4							*外国法の1つとして開講	
18 国学院大	4	4	4										4						4											
19 国際基督教大	3	2	2			2	2			2			2	5	2	2		2	2	2	2	2								「国際公法」は「国際法論」、「国際人権法」は「国際人権論」、 「国際私法」は「国際私法」、「国際経済法」は「国際経済法論」として開講



大学名 (大学院を含む) (私立大)	国際法	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際海洋法	国際航空・宇宙法	国際環境法	国際人権法	国際紛争解決法	平和・紛争法	安全保障論	軍縮国際法	国際人道法	国際組織法	国際機構論・法	国際連合論	国際NGO論	EC法	国際協力法	国際私法	国際民事訴訟法	国際取引法	国際経済法	国際知的所有権法	国際情報通信法	国際租税法	国際刑法	国際労働法	開発の国際法	備考	
40早稲田大	4						2												4	2	4	4	4	2						
41神奈川大	4	4	2																	4	4							「国際法Ⅲ 2」「国際法Ⅳ 2」		
42関東学院大		4	4	4									4						4		4	4							全面的なカリキュラム変更検討中	
43高岡法科大																													H4.4開学部のため回答不能	
44北陸大																														
45山梨学院大	4																		4		4									
46朝日大	4																		4		4									
47愛知大	4	4	2										2						4		4									
48愛知学院大	4	4	4														4		4		4									
49中京大	4	4	2																2		4	4							「国際法」は「国際経済」として講	
50中部大	4																		4		4									
51名古屋経済大	4																				2									
52南山大		4	4																4		2									
53名城大		4	4										4											4						
54京都学園大		4	4	*									4				*		4		4	4							* 来年度から開講予定	
55京都産業大		4	4											4					4		4									
56同志社大	4	4	4																4											
57立命館大	4	4	4											4					4		4	4								
58龍谷大		4	2		2		*4						*2	2					4		2									「国際法Ⅲ 2」、*は隔年開講、来年度からカリキュラム一変更
59大阪学院大	4	4	4		*2														4		4									* 「平和安全保障論」

大学名 (大学院を含む) (私立大)	国際法	国際法Ⅰ	国際法Ⅱ	国際海洋法	国際航空・宇宙法	国際環境法	国際人権法	国際紛争解決法	平和・紛争法	安全保障論	軍縮国際法	国際人道法	国際組織法	国際機構論・法	国際連合論	国際NGO論	EC法	国際協力法	国際私法	国際民事訴訟法	国際取引法	国際経済法	国際知的所有権法	国際情報通信法	国際租税法	国際刑法	国際労働法	開発の国際法	備考					
60大阪経済法科大		4	4										4	4					4			4												
61関西大		4	4										4				4		4		4													
62近畿大	4	4	4										4																					
63摂南大		4	4																4		4													
64関西学院大	4	4	4																4		2													
65甲南大	*	4	4																4	4	4		2	4							*95年度開講			
66神戸学院大	4	4	4										4						4	4	4													
67姫路獨協大		4	4											4					4		4		2											
68奈良産業大	4																		4		2													
69岡山商科大	4																		4		4													
70広島修道大	4													4					4		4													
71松山大	4																		4		4												「国際紛争論 4」	
72九州国際大		4	4																4		4													
73久留米大		4	4												2				4		4												※特設から開講予定「国際法4」「国際法2」「国際法4」	
74西南学院大		4	4										2				2		4	*2	4	4	2	2	2		2						*「国際民事手続法」	
75福岡大	4	4	4																4															
76宮崎産業経営大	4																																	
77神縄大																																		
78沖縄国際大		4	4																4															
合計(開講数)	62	72	73	6	7	4	12	1	1	7	2	2	34	28	2	2	13	4	87	8	55	33	5	1	15	2	3	2						